

第15回 官業民営化等WG 議事録（防衛庁ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月26日（火）15:30～16:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：若年退職給付
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、八代委員、原委員、
大橋専門委員、福井専門委員、美原専門委員
○防衛庁
人事教育局 厚生課長 豊田 硬（以下「豊田厚生課長」という）
人事教育局厚生課 部員 濱本 正美
人事教育局厚生課 年金係長 小野 慎介

○鈴木主査 それでは、防衛庁から若年退職給付について第2次ヒアリングを行いたいと思います。時間は30分を予定しておりますので、最初の7、8分で御説明いただいて、後はディスカッションにしたいと思います。よろしくお願いします。

○豊田厚生課長 防衛庁厚生課長の豊田でございます。ヒアリングの機会を設けていただいております。

前回、10月4日に一度本件につきまして御説明をさせていただきました。今回、前回御出席になられていない先生もいらっしゃいますので、本当に簡単でございますけれども、制度の概要を冒頭に御説明させていただきます、それから御質問にお答えさせていただきます。

今回取り上げられております若年定年退職者給付金というのは平成2年に設けられました比較的新しい制度でございます、自衛官の場合には一般の事務官が原則60歳定年となっているのに対しまして、部隊等に勤務する自衛官につきましては体力面である程度精強性を維持しなければならないという目的から、50代の前半で退職するような形になっております。こういった若年定年制から生じる不利益を補うことを目的としまして、早期退職の代表的な性格ということで政策的に給付が行われているわけでございます。

この若年定年退職者の給付金につきましては、退職した直後と退職の翌々年の2回に分けて給付金が支給されまして、若干幅はございますけれども、1回目につきましては500万円前後、2回目につきましては1,000万円前後の給付金が支給されることになっております。

こういった若年定年退職者給付金を支給するために、防衛庁におきましては前回こと細かに御説明させていただきましたけれども、全国に給付金事務を行う機関、給付金支給機関、いわば窓口を174か所設けさせていただきまして、大体年間1万2,000

件の退職者に対する支給事務を行っております。各支給機関につきましては原則 1 名職員を配置しておりますけれども、給付金制度が発足しました当時、新たに増員を行いました箇所は 23 か所でございます、残りは既定の人員で対応させていただいているところでございます。

こういった 174 か所という非常に多い窓口を設けさせていただきましたのは、自衛官の場合、退職後、地方にとどまって生活する人間はかなりおりまして、そういった人間から直接問合せを受ける場合に対応できるような窓口を設けておくことが必要という観点から、どちらかというと過疎的な地域につきましてもこうした窓口を設けさせていただいているところであります。

以上が制度の概要でございますけれども、先生方から 2 問の宿題をちょうだいいたしております。1 点目は、民間に開放した場合、現行と比較して退職した自衛官に対するサービスが低下するという主張を私も前回させていただきまして、厳しい御意見もちょうだいしたわけでございますけれども、先生方から給付に関わる業務自体は現在、官側で見てもマニュアルでやっているのではないかと。マニュアルに基づく業務を実施しているということにおいては、民間に開放された後もサービスの低下は発生しないと考えるかどうかという御下問をちょうだいいたしております。

まずこのマニュアルの点でございますけれども、給付金の支給額算定業務に限りませんで、私もさまざまなマニュアルをつくらせていただいております。危機管理のマニュアルを始め、さまざまなマニュアルをつくらせていただいております。それらのさまざまなマニュアルを使って官公庁はいずれも仕事をしているという点については変わりはないかと思えます。

この業務用マニュアルにつきましては、あくまでも担当者の執務上の補完的な参考資料にすぎないという位置付けでやっております、最終的なよりどころとなりますのは国会で制定された法律、あるいはそれに基づく政令等々の関係法令にあるわけでございます。法令に基づいて支給額の算定を確実に行うことができるという体制さえ整っていれば、こういったマニュアルに基づいて行う業務についても民間に委託することに特段の問題はないと考えております。

しかしながら、このペーパーには書かせていただいておりますけれども、私も防衛庁の中央に勤務する人間は末端の部隊の意見を聞きながらいろいろ業務を行っているわけですが、部隊サイドの方からはさまざまなマニュアルについて若干の不信感と言ってはあれでございますけれども、マニュアルでカバーできる部分も相当程度あることは認めつつも、想定外の事態、ごくごく例外的な事態ということになりますとマニュアルに頼らず法令等の解釈運用により対応しなければならないという問題がございますので、すべての場合マニュアル万能という形で対応できるのかという若干の懸念が示されているという点を申し添えさせていただきます。

前段のところで、私も前回サービスが低下するのではないかと、間接的な言い方

ではございますが、申し添えさせていただきました。もちろん民間に開放された場合、契約する会社の能力、経験によりましてさまざまな事態が考えられるのではないかと思います。私どもの職員の中には、低下するのではないかと懸念があることは事実でございますけれども、逆にサービスが向上するかもしれない。そのところは現在の段階では確証はないわけでございますけれども、例えば私ども地方において過疎地域の隊員について一定のサービスを行っているという現状がございます。そういったところについて、今後どうなるのかといった点について若干懸念があるという点を申し添えさせていただきます。この点は問2のところに関係してくる問題ではないかと思っております。

それから、問1の御質問の後段の部分でございます。給付に関わる事務の根幹は給付金を正確に給付できるかどうかではないかという御指摘、それから退職自衛官に対する個別のフォローについては若年退職給付業務とは切り離して対処すべきと考えるが、防衛庁の見解いかんという御下問でございます。

まず前段の給付に関わる事務の根幹は何かという点についてでございますけれども、私どもも先生方御指摘のとおり、給付金を正確に給付することであるという点だと思っております。この点については、全く部隊サイドを含めて異論はございません。しかしながら、後段につきましては前回、私どもの方で退職自衛官からいろいろな問合せがあるという実情について若干御披露させていただきました。その点についての御下問と承っておりますが、私どもの解釈によりますと、在職者あるいは退職した方から随時に問合せが行われ、給付金業務についてのさまざまな相談、あるいは制度説明等を求められ、それについてかなりの時間を要しているということでございますけれども、そういった業務については先ほど申し上げましたように給付金の根幹の業務ではないのだから、それを切り離して対処すべきではないかというのがこの御質問の趣旨ではないかと理解しております。

現実に個別のフォローというのが、実は各駐屯地で行われているわけでございますけれども、部隊等に意見照会を行いました結果としてここに書かせていただいておりますが、両者を切り離した場合に現状におきましては各駐屯地に給付金制度全般の知識を有する担当者というのがありまして、この担当者は前回御説明申し上げましたように給付金だけではなくて退職後の保険ですとか、共済組合の利用の問題ですとか、生協の取扱いですとか、さまざまな関係する退職後の生活を支える業務についてのいわば専門家という位置付けになっているわけでございます。こういった各種業務を兼任しております担当者が配置されておりますので、個別のさまざまな問題について私どもの理解では効率的に個別のフォローといたしますか、相談業務に応じることができているのではないかと考えております。

また以下のところでございますけれども、個別のフォローのところを官側に残して、本筋である支給額の算定業務を切り離すということになりますと、私どもの理解する

ところでは、現実には本人からの申出によりまして現状においては支給機関である官側の方が必要とされる証明書類を整えて、一式の書類を整えた形で支給金の算定を行い、それをやはり官側の会計機関の方に通知してお金の支払いを行わせるというシステムを取っているわけですが、こういう一連の流れの中で支給額算定業務という部分を切り離すことになると、結局のところ民間の支給額算定の担当者の方と官側の会計なり人事なりの部署との間で連絡なり調整なりのやり取りをするということになりまして、経費が発生し、業務が繁雑になるのではないかと考えております。

端的に申し上げますと、個別のフォローのところは決して全体業務の中で数%というような低い位置付けではございませんで、4割、5割といったような時間を使っているのが実情でございますので、仮に両者を引き離す。私は理論的に両者を引き離すことは可能であるというふうには考えておりますけれども、そういった場合に結果として部隊の人減らしというんでしょうか、23名増員させていただいたという話を申し上げましたが、そういった人減らしにはつながらないような形になるのではないかと考えているところでございます。問1につきましては以上でございます。

問2についてでございますが、これは大橋専門委員から御指摘を前回賜った点に関連するところかと思えますけれども、過疎地等におきましても情報機器等を利用することによりまして民間による十分なサービスの提供が可能ではないか。また、IT機器の利用が困難でも郵送、電話などにより十分対応可能であるとするが、防衛庁の見解はどうかという点でございます。

この点につきまして、私ども必ずしも部隊、現場サイドの方ではIT機器が普及していないという現状について若干前回補足をさせていただいたところであります。かつ、私ども中央で勤務しております人間につきましては、恒常的にコンピュータ、ITを利用して業務を行っておりますので、全くこういったITを使ってやり取りをしるという点について違和感はないわけでございますけれども、地方の方の末端の部隊では必ずしもそういう状況に置かれておりませんので、結局のところだれかに代行してもらったりというような話になりかねないのではないかなというように前回は申し上げた次第であります。

しかしながら、今回の御下問に対する御回答でございますけれども、まず給付金の支給にかかる届出及びそれにかかる調整と、仮にITの利用が困難でも郵送、電話によりできないかという点でございます。

結論から申し上げますと、郵送または電話により行うことは可能であると思えます。しかしながら、所得の届出書等の提出につきましては給付金支給機関へ元隊員が直接持参するというケースが多うございます。この場合、その場で担当者が記入事項の修正等を指導できるという点ではメリットがあるかと思っております。

これに対しまして、書類の提出を郵送に限定した場合には、結局のところ記入ミスや添付書類漏れなどの不備があった場合には再度督促するというような形で指示を出

さなければなりませんので、支給機関、退職者の双方にとって経費や時間的な面において不利となると考えております。

前回、多々現場の隊員の不安感というような表現で、私ども防衛庁内の末端の雰囲気先生方にお伝えさせていただきましたけれども、前回のヒアリングの結果につきましては極力正確な形で末端の方に先生方の御意向を伝えた上で今回のヒアリングに臨ませていただいているということを申し添えさせていただきます。御説明は以上でございます。

○鈴木主査 どうも御苦勞様でございました。では、どうぞ。

○大橋専門委員 大分、日がたったので忘れてしまったのですが、174 か所というのは具体的には自衛隊の部隊が 174 か所になっていると理解してよろしゅうございますか。

○豊田厚生課長 はい。174 か所はすべて自衛隊の部隊でございます。地名で言うと、例えば北海道で申しますと札幌ですとか函館ですとか、わかりやすい地名のところもあるんですけれども、防衛庁の場合には冷戦終結後、かなり北方重視の考え方を……。

○八代委員 すみません。直接関係ないので、要するに僻地にあるということですね。

○豊田厚生課長 さようでございます。

○八代委員 ついでに言いますけれども、今のお答えはこちらが言っていることを各部隊に伝達いたしました云々ということですが、そちらの組織として責任といえますか、もう少し合理化して貴重な防衛費をもっと有効なことに使うというような視点は全くないのですか。単に伝達役なのですか。

○豊田厚生課長 決して伝達だけということではございませんけれども、何分にも今回の話につきましては地方で再就職を行っている末端の隊員の利害に関わる問題でございますから、防衛庁には組合はございませんけれども、そういった方たちの意見なり、中央から意見を確認するような作業というものは私は必要であると考えております。ちょっと言葉足らずで失礼いたしました。

○鈴木主査 伝達はもうし終わっているのですか。今お話を聞いていると、1の方ではこういうふうに問題がない。しかし、2の方で心残りがありますということをおっしゃっていて、その心残りの点がわからないとは申し上げませんが、ただ1の方の形でやるということはもう伝達し終わっているのですか。

○豊田厚生課長 基本的に、こういう御回答を先生方にさせていただくという点については承知しているということでございます。

○鈴木主査 そうということですね。わかりました。大分心残りの方がたくさん残ってしまって、退職した人に対して近くの駐屯地とコミュニケーションを取るのを阻害するとか、そういうことを言っているわけでは全くありませんで、現役の自衛隊員のモラルにも関わる問題ですから、それはそれとして別途にお考えになるのは自衛隊の全体の人事政策の問題ですから、私はそれをとにかく言っているのではありません。た

だ、こういう給付の問題として出てきたところで、それはそれとしてできるのではないかということに対してはやはり御理解を得てそのようにしていただかないと、私どもの方の全体をながめた仕事が進みませんからあえてお願いしたわけですが、そういうものをお聞き届けいただいたということで評価しておきたいと思います。

関連しての問題については、精神的な問題というようなところは個別に解決できる問題ではないか。つまり、よろず相談役みたいな人がいるのでしょうか。退職した人がいるわけですから、そのよろず相談役みたいな人がその中の一つの分野として退職金についてと言われたら、こんなふうなことではないかということを委託した会社に聞けばよいわけですから、私にはできる問題ではないかと思います。そんなところで円滑に運営していただけたらと思いますのでよろしくお願いしたいのですが、これを答申にしますけれども、よろしいですね。

○美原専門委員 鈴木主査のおっしゃっていることは当然だと思います。防衛庁のお考えは問題ない考える、分割できる、結構なことだと思いますけれども、その反論の理由として、ただしと書いてあって経費の問題であると言っていますが、少しこの見方は分析が足りないのではないのでしょうか。例えば、先ほど4割、5割の仕事を個別のフォローに当てているとおっしゃっている。退職した隊員に対するケア、すなわち厚生業務ですね。これは重要なことで、だれかがやらなければいけない。でも、結局例えばこの業務の在り方を正確に分析しない限りこれは判断できないわけで、厚生業務全体を合理化することによって経費が安くなる可能性もあるわけです。そういった意味においては、ぱっと切り離したときに切り離すことによって増大し得るコストというのは、本来厚生業務の在り方の全体の合理化の中で比較して初めて判定できるように思うのです。もちろんもう少し分析が必要で、単純に費用がかかる、手続が増えるんだと言っていますけれども、本当にそうでしょうか。もう少しやれば今の防衛庁の業務を更に合理化して必要なお金をどんどん、本当に必要な防衛庁のために支弁していただく方がよろしいのではないのでしょうか。

○鈴木主査 おっしゃるとおりですね。それに、その場所で書き換える云々という問題点は昔、警察庁が何度も言ったことなのです。出頭しろと言う。出頭がなぜ必要かと言ったら、氏名のところに住所を書き、住所のところに氏名を書く間違いが多いなどということを言っていました。それは結局郵送に改めてもらいました。郵送をしてきた。それを見たら間違っていた。そうしたら、それを直してくださいということで直して出すというのは慣れてみれば何ということはない話なのです。だから、そんなにそこら辺は御心配になる必要もないし、経費がかかるというのは私もそれはよくわからない。

○原委員 私もさっきもちょっと手を挙げて、皆さんが話されたからいいかなとも思ったのですが、この答えの書き方をもう少し、美原さんがおっしゃったようなことですが、全体の中で位置付けて書かれた方がという感じで、間違いが多いとか、

コストがかかるとか、多分これはそんなに大きな理由ではないような感じがするのですけれども、ちょっと寂しいというか。

○鈴木主査 私の方は、結構です、よく聞き分けてくれました。そして、こここのところに対して問題を言っておられるけれども、これはぼやかずに、こういう問題があるけれども、こう解決するというふうに言い切ってもらいたいのです。

○豊田厚生課長 先生方の御意向に反することになるのかもしれませんが、私どもの方でただしとか、しかしとか、いろいろ言い訳がましく書かせていただいておりますけれども、実際に制度をもし変えるというような話になりますと、やはりただし書きのところで書いている問題について十分な解決策を出していかないと、結局現場に混乱が生じるだけということにもなります。

それから、先ほど費用の点について専門委員から御指摘がございまして、私はちょっと口答で申し上げましたが、民間に開放された給付金の支給機関というものが別にできるといたしますと、当該隊員は支給機関の方に書類を出さなければならないわけですけれども、持って行く書類はどこでつくってもらうのかと言われれば、やはり部隊で証明書を出してもらわなければならないわけです。それで、部隊で証明書を出すというタイミングは、給付金の支給機関にすべての書類を持ち込む前のタイミングに通常なりますから、結局そこでいろいろな本人からの相談とか、わからないところなどを部隊側に行ったときに先に聞いて、そこで部隊側の方はこういうことですよというような説明を恐らくはせざるを得ない話になる。そうしますと、本来民間開放という先生方が推進しておられる施策については、民間に開放するとともにその公務部の方の何らかの合理化という話がパッケージになっているという理解を私はしているんです。

そうしますと、かなりの部分が官側と言ったらあれですけれども、私どもの部隊側の方の業務に残るようなイメージがございまして、実際には百七十何か所のうち増員をしたのは二十数か所にすぎませんけれども、簡単に人の合理化という話にはつながらないのではないかという感じがしているわけでございます。

○鈴木主査 やり方についてはいろいろ考えてもらわなくてはいけないけれども、しかし若年退職をする人たちのリスト住所はここだというのはいずれにしてもつくられていて、それが民間の支払機関に対して交付される。これは別に事務として増える問題ではない。もともとつくってそれを担当者に渡さなければいけないわけだから、その書類の行き先が従来の自衛隊の担当者ではなくて支払機関だ。その支払機関からそれぞれの人に対して通知して、あなたあてにこれこれのお金を払います。お送りしますからお受け取りください。領収書は同封のものでしてくださいと処理されていくわけですから、それを一人ひとり呼んでどうのこうのという話ではないと思うのです。そこは細かい制度設計だからお知恵を使われれば何ということはないと思いますけれども、そんなに難しい問題は起こらないと思います。

個別の相談云々をどうするかという問題だけれども、これは退職金に限らずいろいろな相談をしたい人はいる。それを無下に断ってしまえなどと我々は言っているわけではないのだから、そういう人たちが今までいた人に、そう難しい問題ではない。これはだれが聞いてもわかるわけです。7分の2は退職時にすぐに払う。それから、2年後に7分の5を払う。それだけのことなのですから、そんなに専門知識があつてという問題ではない。最後の給料が幾らかということがわかっていれば、日時も決まっている、金額も7分の5と決まっているというのだから、余りパセティックに考えて、幾つも問題が残るなということをおっしゃられても私どもにはよくわからないということですから、ここは割り切ってくださいというお願いを是非しておきたいです。

○大橋専門委員 今、主査のおっしゃったように制度設計についてはそちらの方で考えてほしいと思うけれども、私は端的に言えばいろいろの相談ですね。自衛官という特殊性はあるにしろ、いろいろな退職後の相談に乗ってそのための特別の体制をつくっておく必要性というのはそろそろ考えてもいいのではないかと思うんです。そこは課長と私の違うところだと思いますけれども。

○豊田厚生課長 私も、必ずしも退職後の体制すべてについて所管しているわけではないんですけれども、先生が御指摘のように防衛庁の場合には早く辞めるということもありまして、例えば再就職について隊員に対して法律にのっとって面倒を見ているというような実情がございます。99.9%の隊員は再就職先をあっせんしてほしいということで、それは官側の方で法律に基づいてやらせていただいています。

そういった状況が、将来的にそういうことをやらなくてもごくごく普通の形で入っていけるようになればいいなというふうに、私もその点は中期的、長期的な展望としては思っているわけでございますけれども、過去実態の問題としましてはやはり社会情勢等々から隊員の退職後の状況というのはかなり厳しいものがあつたというのが実情でございまして、そういった社会風潮も大分変わってまいりましたが、まだまだその尾を引っ張っているような形でございます。

かつ退職後の隊員の状況というのは、新たに入ってくる隊員の質とダイレクトにリンクしてくるものですから、私どもとしてはそういう面でのアフターケアを組織的にある程度やらざるを得なかったという過去の現実があつたわけでございます。今後の点につきましては、大橋先生御指摘のようにそういう状態が解消されればいいと私は思っております。ただ、1点、全般的な点について主査からお話ございましたけれども、私どもの今回の先生方の御下問に対する公式の回答は問1、問2の形で回答させていただいたとおりでございます。しかしながら、繰り返しになりますけれども、「しかし」と書かせていただいているところはあくまでもこう言つては何でございまして、若干の問題を残しつつという形で庁内では理解されておりますので、その点については私どもの見解はすべて頭から終わりまでトータルだというふうに御理解いただければと思います。

○鈴木主査 わかりました。それについては繰り返しになるけれども、自衛隊の方でいろいろ別な仕組みというのか、やり方というものを御研究なさって克服していただきたいと私どもも思いまして、前半の御決心に対しては私ども高く評価して受け止めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

わからないとは申しませんが、それは克服をしていってくださいということをお願いしております。その方法等についても若干申し上げましたが、よろしく善処していただきたいと思っております。よくわかったが、書くのは前だけだよということを言っているわけです。後ろの方はちょっと書けませんということを言っているだけのことです。

○豊田厚生課長 最終的な御判断はあるかと思えますけれども、私どもとしてはこういった問題点が多々あるという中でこういう回答をさせていただいたということで御理解を賜りたいと思えます。

○鈴木主査 今回のものは議事録公開になりますから、あなたのおっしゃったことと、私がそれを理解して、しかし書くのは前半だと言ったことはホームページで公開されますから、全然何もわからない、前だけだ、後ろには理解を示さずというわけではございませんので御安心なさっていただきたいと思います。

○豊田厚生課長 正確にまとめていただければと思います。

○鈴木主査 では、どうもありがとうございました。御苦労様でした。